

ハラスメント対応特別相談窓口を開設します！

開設期間：令和7年12月1日（月）～令和8年3月31日（火）

働く人も、企業の担当者も、ご相談ください！

たとえば・・・

働く人

企業の担当者

セクハラについて社内
の相談窓口に相談したら
「それくらいのことば我慢しろ」と言われた。

育児短時間勤務をしていたら
同僚から

「あなたが早く帰るせいで、
まわりは迷惑している。」と何
度も言われ、精神的に非常に苦
痛を感じている。

長時間にわたって、繰り返し執拗
に叱られてつらい。

妊娠・出産・育児休業等に
関するハラスメントの相談
を受けたが、会社として
どうすればよいのだろう。

セクハラや妊娠・出産・育児休
業・介護休業等に関するハラスメ
ントの防止措置は、会社としてな
にをする必要があるんだろう。
パワハラも対策に含めた方がよ
いのだろうか？

セクシュアルハラスメント（セクハラ）とは

職場において、性的な冗談やからかい、
食事やデートへの執拗な誘い、身体への不
必要な接触など、意に反する性的な言動が
行われ、拒否したことで不利益を受けたり、
職場の環境が不快なものとなることをいい
ます。

パワーハラスメント（パワハラ）とは

同じ職場で働く者に対して、職務上の
地位や人間関係などの職場内の優位性
を背景に、業務の適正な範囲を超えて、
精神的・身体的苦痛を与えられたり、職
場環境を悪化させられる行為をいいます。

妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱い、および

妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント（いわゆるマタハラ）とは

妊娠・出産したこと、育児や介護のための制度を利用したこと等を理由として、事業主
が行う解雇、減給、降格、不利益な配置転換、契約を更新しない（契約社員の場合）と
いった行為を「不利益取扱い」といいます。

また、妊娠・出産したこと、育児や介護のための制度を利用したこと等に関して、上
司・同僚が就業環境を害する言動を行うことを「ハラスメント」といいます。

令和7年6月に労働施策総合推進法等の一部改正法が公布され、**カスタマーハラ
スメントや、求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止**するために、雇
用管理上必要な措置を講じることが**事業主の義務**となります！

（施行日：公布後1年6か月以内の政令で定める日）

一人で悩まずに
ご相談ください

福島労働局があなたのお力になります！

匿名でも大丈夫 プライバシーは厳守します。
まずは相談してください！！ 相談は無料です！



Q. どのような相談ができますか？

A. 職場でのセクシュアルハラスメントや、上司・同僚からの妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱いやハラスメントについてご相談いただけます。職場でのパワーハラスメントについてもご相談いただけます。

Q. 女性しか相談できませんか？

A. 男性もご相談いただけます。また、労働者、事業主どちらからのご相談も受け付けます。

Q. 妊娠したら退職を強要されました。相談したら、労働局ではなにをするのですか？

A. 相談者のご希望や状況を踏まえ、会社に事実確認を行い、その状況に応じて会社に働きかけを行います。相談者の了解なしに、会社に相談者の情報を提供することはありません。会社との間に紛争が生じている場合は、労働局長による援助や調停会議による調停などを行っています。

福島労働局 ハラスメント対応特別相談窓口

働く方や事業主等が相談できる「ハラスメント相談特別窓口」を開設し、セクハラ、いわゆるマタハラ、パワハラ等に関するハラスメントの相談を受け付けます。

※時間をかけて、丁寧にご相談に対応しています。できるだけお早めにお電話またはご来庁ください。

○福島労働局

総合労働相談コーナー

フリーダイヤル（労働者専用）	0800-800-4611
	024-536-4600
雇用環境・均等室	024-536-4609

月曜～金曜
8:30～17:15

土日祝日、年末年始を除く

○労働基準監督署内の総合労働相談コーナー

福島労働基準監督署内	024-503-4859
郡山	024-900-9609
いわき	0246-81-0068
会津	0242-26-6495
白河	0248-24-1391
須賀川	0248-75-3519
喜多方	0241-22-4211
相馬	0244-36-4175
富岡	0240-22-3003

月曜～金曜
9:00～16:30

土日祝日、年末年始を除く

厚生労働省

福島労働局

雇用環境・均等室

〒960-8513

福島市花園町5-46 福島第二地方合同庁舎4階
電話 024-536-4609